

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	ページ
○青少年に有害な図書類の指定(四六九・県民文化政策課)	1
○青少年に有害な興行の指定(四七〇・県民文化政策課)	1
○平成十九年度屋外広告物講習の実施(四七一・都市計画課)	1
○道路区域の変更及び供用開始(四七二・道路課)	2
○証紙売りさばきの廃止の届出(四七三・会計管財課)	2
公告	
○土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)	2
○土地改良区の役員の住所の変更の届出(仙北地域振興局農林部)	2
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)	2
○特定調達契約に係る落札者の決定(警察本部会計課)	2
公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施(二二五・生活安全企画課)	3

告示

秋田県告示第四百六十九号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成十九年九月二十一日から施行する。

平成十九年九月二十一日

秋田県知事 寺田典城

指定番号	図書名	発行所	指定理由
一〇四七四	裏ナビJUNK 10月大	都社	著しく青

号	題名	配給元	指定理由
一〇四七五	無敵恋愛エスガール 10月号	ぶんか社	少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四七六	愛の体験スペシャルDX 10月号	竹書房	少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四七七	恋愛REVOLUTION 10月号	宙出版	少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四七八	レディースコミック「微熱」10月号	セブン新社	少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四七九	コミックアムール 10月号	サン出版	少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四八〇	推定処女	蒼竜社	少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四八一	メイド100%	株式会社ジューウオーク	少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四八二	殺し屋。CASE 1	白泉社	少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四八三	殺し屋。CASE 2	白泉社	少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四八四	殺し屋イチ 第五巻	小学館	少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県告示第四百七十号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成十九年九月二十一日から施行する。

平成十九年九月二十一日

秋田県知事 寺田典城

映画

指定番号	題名	配給元	指定理由
六五七九	FUCK	アミューズソフトエンタテインメント	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五八〇	ワイセツ和尚 女体筆いじり	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県告示第四百七十一号

秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)第十九条第一項の規定により、次のとおり屋外広告物に関する講習を実施するので、秋田県屋外広告物条例施行規則(昭和四十九年秋田県規則第十五号)第二十一条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十九年九月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 講習の日時及び場所

(一) 日時

第一日 平成十九年十一月一日(木) 午前九時四十五分から午後五時まで
第二日 平成十九年十一月二日(金) 午前九時三十分から午後四時四十分まで

(二) 場所

秋田市山王一丁目一番一号 秋田市役所正庁

二 講習の内容及び時間

(一) 屋外広告物に関する法令に関する事項 五時間
(二) 屋外広告物の表示の方法に関する事項 四時間
(三) 屋外広告物の施工に関する事項 三時間
三 受講申込書の交付

(一) 期間

平成十九年九月二十一日(金) から同年十月十九日(金) まで

(二) 場所

鹿角市花輪字六月田一番地 鹿角地域振興局建設部用地課

六五八一	いくつになってもやりた い男と女	新東宝映画	全な育成を阻害するおそれがある。
六五八二	ピーターパンの公式	エスピーオー	全な育成を阻害するおそれがある。
六五八三	人が人を愛することのど うしようもなさ	東映ビデオ	全な育成を阻害するおそれがある。
六五八四	性執事 私を、イカし て!	新日本映像	全な育成を阻害するおそれがある。
六五八五	変態穴覗き 草むらを嗅 げ	オーピー映画	全な育成を阻害するおそれがある。
六五八六	新日本映像ニユース (性執事私を、イカし て!)	新日本映像	全な育成を阻害するおそれがある。

一 道路の区域及び供用開始の区間

北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一 北秋田地域振興局建設部用地課
能代市御指南町一番十号 山本地域振興局建設部用地課
秋田市山王四丁目一番二番二番地 秋田地域振興局建設部用地課
由利本荘市水林三百六十六番地 由利地域振興局建設部用地課
大仙市大曲上栄町十三番六十二番地 仙北地域振興局建設部用地課
横手市旭川一丁目三番四十一番地 平鹿地域振興局建設部用地課
湯沢市千石町二丁目一番十番十番地 雄勝地域振興局建設部用地課
(郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「申込書請求」)

と朱書きし、八十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
(一) 受講申込書の受付
期間及び時間
秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年九月二十五日(火)から同年十月十九日(金)までの午前九時から午後五時まで(郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。)
(二) 場所
三(三)に掲げる場所(郵送の場合は、秋田市山王四丁目一番一 建設交通部都市計画課)
五 講習手数料

(一) 額 四千元
(二) 納付方法 受講申込みの際、秋田県証紙により納付すること。
六 講習についての問い合わせ先
建設交通部都市計画課(電話番号 〇一八—八六〇—二四四二)
秋田県告示第四百七十二号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十九年九月二十一日
秋田県知事 寺田典城

一般国道	道路の種類		路線名	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	百八号	百八号	湯沢市秋ノ宮字造石六九番一地先から字磯二〇番一地先まで	六・五〇〇五三・〇〇	一・二一八
	百八号			九・五〇〇四一・〇〇	一・二一八

二 供用開始の期日 平成十九年九月二十一日
三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成十九年九月二十一日から同年十月四日まで

秋田県告示第四百七十三号

秋田県財務規則(昭和三十三年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。
平成十九年九月二十一日

秋田県知事 寺田典城

証紙売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	廃止年月日
男鹿市船川港船川字船川百五十八番地 澤木 武子	男鹿市船川港船川栄町二十四番地	平成十九年九月七日

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年九月四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成十九年九月二十一日
秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大仙市西仙北土地改良区から次のとおり役員住所の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、告示する。
平成十九年九月二十一日
秋田県知事 寺田典城

一 住所の変更前の理事の住所及び氏名
大仙市木原田字木売沢四十八番地
佐々木和雄

二 住所の変更後の理事の住所及び氏名
大仙市木原田字長サ田一番地四
佐々木和雄

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、仙北市黒倉堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年九月十三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成十九年九月二十一日
秋田県知事 寺田典城

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
平成十九年九月二十一日
秋田県知事 寺田典城

一 落札者に係る借入物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 二千四十台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 秋田県警察本部会計課 秋田市山王四丁目一線五号 三 落札者を決定した日 平成十九年八月十日 四 落札者の名称及び住所 東光コンピュータ・サービス株式会社秋田支店 秋田県秋田市八橋イサノ二丁目十五線二十五号 五 落札金額 三億八千七百二十六万千円 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 七 一般競争入札の公告を行った日 平成十九年七月三十一日	秋田市御所野地蔵田3丁目1番1号 (財) 秋田市勤労者福祉振興協会 (3) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務 ア 実施期間 平成19年11月13日(火) から同月16日(金) までの4日間 イ 実施場所 秋田市御所野下堤5丁目1番1号 秋田県中央地区老人福祉総合エリア 2 受講定員 30人(定員に達した場合は、申込みを打ち切る。) 3 受講資格者 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を保有する者 4 受講申込手続 (1) 受付期間 ア 法第2条第1項第3号に規定する警備業務 平成19年10月9日(火) から同月12日(金) までの午前9時から午後5時までの間 イ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務 平成19年10月15日(月) から同月19日(金) までの午前9時から午後5時までの間 ウ 法第2条第1項第1号に規定する警備業務 平成19年10月22日(月) から同月26日(金) までの午前9時から午後5時までの間 (2) 受付場所 県内の各警察署 (3) 提出書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 イ 旧資格者証の写し ウ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状 5 講習手数料 (1) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務 14,000円 (2) 法第2条第1項第4号に規定する警備業務 10,000円 (3) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務 23,000円	受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。 6 その他 (1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。 (2) 講習には、筆記用具を持参すること。 (3) 各講習とも、講習終了後、筆記方式の修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。 (4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課(電話018-863-1111内線3043、3044)又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。
公安委員会告示		
秋田県公安委員会告示第125号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条に規定する講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定に基づき、公示する。 平成19年9月21日 秋田県公安委員会委員長 大 刈 宏 道 1 講習実施期間及び場所 (1) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務 ア 実施期間 平成19年10月29日(月) から同月31日(水) までの3日間 イ 実施場所 秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター (2) 法第2条第1項第4号に規定する警備業務 ア 実施期間 平成19年11月5日(月) から同月6日(火) までの2日間 イ 実施場所		

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 062-8766 FAX 063-0005
E-mail: matsubara@matsubara-ink.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄